

患者さんにご家族の方へ

高濃度カリウム注射薬の適応外使用についてのお知らせ

血液中のカリウムが非常に少ない状態（低カリウム血症）やそうなる危険性が高い入院中の患者さんに、安全に注意しながら国の規定（添付文書）よりも高濃度のカリウム液の点滴静注を行うことがあります。

このように添付文書とは異なる方法で使用することを「適応外使用」と言います。

この治療は必要時速やかに行う必要があるため、各患者さんにご説明して同意をいただくことに代えて、病院ホームページ上で公開することでお知らせをしております。

この治療を行うことは、当院の倫理委員会にて評価され承認されています。

この治療についてご質問がありましたら、いつでも遠慮なく、担当の医師、看護師または薬剤師までご相談ください。

実施内容	高濃度カリウム注射薬による低カリウム血症の補正
対象者	迅速なカリウム補正が必要であるものの、輸液量の制限等があり、添付文書どおりの用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症の方
概要	低カリウム血症に対する治療において、重症の場合や内服困難な場合は注射薬を使用します。 添付文書において、注射用カリウム製剤は 40mEq/L 以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で使用するようになっていますが、輸液量をなるべく少なくする必要がある場合や急な補正が必要となった場合は高濃度で使用する必要があります。
投与方法	投与経路：シリンジポンプにより中心静脈から投与 カリウム濃度：400mEq/L まで 投与速度：20mEq/hr 以下 ※心電図モニタリング及び頻回の血清カリウム値のモニタリングを実施
予想される副作用と対処方法	カリウムの補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全を起こす可能性があるため、必ず心電図モニターを装着し、不整脈の有無を監視します。 また、頻回に血清カリウム値を確認し、異常が確認された場合は速やかに減量または中止し、適切に対処します。 高濃度投与にて補正すべき低カリウム血症が改善され次第、高濃度注射用カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた濃度へ移行します。
費用負担	この治療にかかる費用は通常の保険診療と同じです。この治療で副作用が生じた場合も保険診療になります。 ただし国の副作用被害救済制度の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先：鳥取県立厚生病院 各診療科担当医師 代表番号：0858-22-8181